

平成二十八年五月十三日受領
答弁第二五七号

内閣衆質一九〇第二五七号

平成二十八年五月十三日

内閣総理大臣 安倍 晋 三

衆議院議長 大島 理 森 殿

衆議院議員緒方林太郎君提出外務省改革に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員緒方林太郎君提出外務省改革に関する再質問に対する答弁書

一及び二について

お尋ねの「記述されている通りには実施されていない」の意味するところが必ずしも明らかではないが、「外務省改革「行動計画」」に掲げられていた各項目の中で、外務省として実施しないこととしたものとしては、「大使館などの業務の見直し」のうち拠点公館制度の導入に係る項目があり、これについては、必要となる在外公館の人員配置の見直しや在外公館業務の効率化の検討等を踏まえ、任国全体をきめ細かくカバーする体制の整備を通じて、拠点公館制度に代わる在外公館の機能強化を図ってきている。